



子育て・教育・生涯学習

児童手当

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

中学校修了前の児童を養育している人に、次のとおり支給します。

支給は児童1人あたり月額、3歳未満15,000円、3歳～小学校修了前10,000円(第3子以降は15,000円)、中学生10,000円です。なお、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として、児童1人あたり月額5,000円を支給します。また、出生や転入から15日以内の申請が必要となります。

※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、制度上は児童の数に数えません。

児童扶養手当

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

母子(父子)家庭、父または母に重度の障害がある家庭などで、子どもが18歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間にある父または母や、父母の代わりにその児童を養育している人に支給します。

この制度には、所得額に応じて全部支給・一部支給・支給停止があります。また、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。

特別児童扶養手当

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母や父母の代わりにその児童を養育している人に支給します。(所得額が限度額以上の場合、支給停止となります。)

福祉医療(子ども、母子・父子家庭など)

住民課 住民保険室 ☎26-2249

医療費の自己負担分(保険適用分)を助成します。保険診療以外のもの(健康診断や予防接種、薬の容器代など)や、高額療養費、災害共済給付など他の制度が利用できる場合は、支給対象外です。

対象

子ども

- ①15歳の年度末まで(通院、入院)
- ②18歳の年度末まで(入院のみ)

母子・父子家庭など

- ①母子・父子家庭で18歳の誕生日後最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者
- ②父母のいない18歳の誕生日後最初の3月31日までの間にある児童

※所得状況、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。

受給方法

15歳の年度末までの子ども、母子・父子家庭など

(県内の医療機関)

⇒福祉医療機関受給資格者証を医療機関の受付で提示すると、自己負担分の支払いが不要になります。

(県外の医療機関)

⇒自己負担分を一度支払い、福祉医療費受給資格者証、健康保険証、通帳、領収書などをお持ちのうえ、住民保健室に申請すると希望口座へ振り込みされます。

18歳の年度末までの子ども

自己負担分を一度支払い、健康保険証、通帳、領収書などをお持ちのうえ、住民保険室に申請すると、希望口座へ振り込みされます。



子育て・教育・生涯学習

広告



幼保連携型認定こども園
駒寄幼稚園

教育目標

- ・自主性のある規律正しい子
- ・あやねで考える子
- ・明朗活発な子
- ・粘り強い子

北群馬郡吉岡町漆原953-1
TEL 0279-54-7144
<http://www.komayose-kg.com/>



楽しみながらもしっかり
学べる教室です。

基礎はもちろんお好きなジャンルの音楽をていねいに指導していきます。個人レッスンはもちろんワンレッスン制もごございますのでお子様から大人、初心者の方大歓迎です。

心あたまる指導を目指して参ります

ひまわりピアノ教室

TEL 0279-25-8858
榛東村新井361-1

チャイルドシート(幼児用補助装置)購入費補助制度

☎ 総務課 安全安心室 ☎26-2243

町では、チャイルドシートを購入した町民の人(親権者)に、一定の条件のもと、購入価格の一部を補助しています。補助金額は、購入価格(消費税含む)の50%、上限8,000円とし、1,000円未満は切り捨てとなります。

申請は、幼児1人につき1台1回限りです。詳しくは、安全安心室にお問い合わせください。

病児・病後児保育

☎ 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

児童が病気などの回復期で集団保育が難しく、家庭保育もできない場合に一時的に預かり保育します。利用については施設に直接申し込みをしてください。

対象 生後6カ月～小学校3年生

利用時間 ・月～金曜日 9:00～17:00
・土曜日 9:00～16:00
(祝日・年末年始・休診日を除く)

保育料 町内に住所を有する生活保護世帯0円、町内に住所を有する児童 2,000円/日、町内に住所を有しない児童 3,000円/日

施設 医療法人 竹内小児科
(大久保3347-10 ☎30-5151)

定員 1日3名

一時保育

☎ 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

家庭において乳幼児を養育している人(保育園・幼稚園などの施設に通っている家庭は利用できません。)が、病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより一時的に保育を必要とする場合、保育園で子どもをお預かりし、保育するサービスです。

利用方法 事前に保育園などで利用申込書に記入・提出のうえ、ご利用ください。

利用時間 施設にお問い合わせください。
※利用期間は、1週間に3日以内です。

利用料金 日額 2,000円

保育園・幼稚園

☎ 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

保護者が働いていたり、病気やその他の理由で、家庭で子どもの面倒がみられなかったりする場合に、子どもを預かり保育します。毎年9月頃に翌年度の入園申し込みを受け付けています。詳しくは、子育て支援室にお問い合わせください。

名称	住所	電話	保育時間	定員
第一保育園 (社会福祉法人吉岡会)	上野田 331-1	54-7125	月～金曜日: 7:00～19:00 土曜日: 8:00～16:30 月～金曜日の 18:00～19:00 は延長保育になります。別途延長保育料がかかります。	130 人
第二保育園 (社会福祉法人吉岡会)	北下249	54-5312	月～金曜日: 7:30～18:30 土曜日: 8:00～16:30	130 人



子育て・教育・生涯学習

広告



エール歯科矯正歯科クリニック

DENTAL CLINIC AILE DENTAL CLINIC



診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
10:00～13:00	●	●	●	/	●	●	/
15:00～19:30	●	●	●	/	●	●	/

tel. 027-288-0707

前橋市龍蔵寺町222-7
※休診日: 木曜・日曜・祝日

エール歯科矯正歯科クリニック 前橋市 

<https://www.aile-dental.com/>



WEB予約可





桑忠商事株式会社

自動車整備
車検
板金塗装

車のことならお任せ下さい!

吉岡町大久保3246

TEL 0279-54-4115

FAX 0279-54-4138

名称	住所	電話	保育時間	定員
第三保育園 (社会福祉法人吉岡会)	大久保 3541-1	54-1121	月～金曜日: 7:00～19:00 土曜日: 7:30～16:30 月～金曜日の 18:00～19:00 は延長保育にな ります。別途延長 保育料がかかります。	140 人
第四保育園 (社会福祉法人吉岡会)	漆原813	54-4708	月～金曜日: 7:00～19:00 土曜日: 8:00～16:30 月～金曜日の 18:00～19:00 は延長保育にな ります。別途延長 保育料がかかります。	200 人
第五保育園 (社会福祉法人吉岡会)	大久保 1204-1	54-2605	月～金曜日: 7:30～18:30 土曜日: 7:30～16:00	100 人
幼保連携型 認定こども園 駒寄幼稚園 (学校法人 栗原学園)	漆原 953-1	54-7144	(1号認定)月～金曜日: 8:30～14:30 (2・3号認定)月～金曜日: 7:30～18:30 土曜日は実情に 応じて決定。(1 号は除く)	225 人

児童館

☎ 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

子どもたちに健全な遊びを通して、健康の増進や情操を豊かに育むための場所を提供しています。また、母親クラブなどの地域組織の育成や活動の援助に関することなども実施しています。

名称	住所	電話	開館時間	休館日
児童館	大久保 3633	20-5960	月～金曜日: 10:00～17:00 土曜日: 10:00～15:00	日曜日・祝 日・年末年 始(12/28 ～1/4)

学童クラブ

☎ 社会福祉協議会 ☎54-3930
健康子育て課子育て支援室 ☎26-2248

放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図るため、低学年を中心とした小学生を預かる施設です。現在、町内に7つの学童クラブがあります。入所申し込みなどについては、社会福祉協議会にお問い合わせください。

名称	住所	電話	開所時間	利用区域
明治 学童クラブ	北下 476-1	55-5672	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	明治 小学校 校区
明治第2 学童クラブ	北下425 (令和4年4 月以降 北 下438-1)	25-8845	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	明治 小学校 校区
駒寄第1 学童クラブ	大久保 2338- 12(1階)	55-5248	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	駒寄 小学校 校区
駒寄第2 学童クラブ	大久保 2338- 12(2階)	25-7385	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	駒寄 小学校 校区
駒寄第3 学童クラブ	漆原 1387	26-3226	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	駒寄 小学校 校区
駒寄第4 学童クラブ (駒寄幼 稚園内)	漆原 953-1	070- 4028- 4628	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	駒寄 小学校 校区
中央 学童クラブ	南下 1392	25-8825	月～金曜日: 13:30～18:30 土曜日・長期休暇: 7:30～18:30	明治 小学校 校区



子育て・教育・生涯学習

広 告

ITの導入・運用/保守・教育のことなら
いつでも安心、任せてタスカル

TaskAL
タスカル
情報管理機能支援サービス

- ウイルス対策、セキュリティ対策
- コールセンター業務委託
- システム運用(サービスデスク)業務委託
- 企業向けパソコン操作講習会・運営
- 防犯カメラシステム、IPカメラシステム
- Microsoft社ソフトウェア製品
- パソコン販売、セットアップサービス

群馬県システムグループ
株式会社 **同毛ビジネスサポート**
〒376-0013 桐生市広沢町2丁目2961
Tel:0277-70-6600 Fax:0277-70-6605
<http://www.rbs.co.jp/>

地域子育て拠点支援事業

☎健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248

乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、下記の事業を実施しています。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育てなどに関する相談、援助
- ③地域の子育て支援に関する情報提供
- ④子育ておよび子育て支援に関する講習

名称	住所	電話	開館時間	休館日
子育て支援センター (いちようクラブ)	漆原862 (第四保育園併設)	54-0102	9:00~12:00、13:00~15:30(土曜日は、9:00~12:00まで)	日曜日・祝日・年末年始(12/28~1/4)

就学援助費

☎教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもには、就学援助費(要保護および準要保護児童生徒認定)として、学用品・修学旅行・給食費などの費用が支給されます。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

指定校変更・区域外就学

☎教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

指定校変更

特別な事情があり保護者が申し立てをし、教育委員会が許可した場合、指定された学校以外の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わります。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

区域外就学

特別な事情があり、町外に住所がある児童・生徒が吉岡町の小中学校へ就学を希望する場合は、保護者が教育委員会に申し立てをし、双方(住所地と吉岡町)の教育委員会で承諾された場合、希望の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わります。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

小・中学校(通学区域と入学)

☎教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

町内には、2つの小学校と1つの中学校があります。お住まいの行政区に応じて学校区が定められています。町内の小中学校の通学区域などは、次のとおりです。

学校概要

名称	住所	電話	通学区域
明治小学校	北下433	54-2105	小倉、上野田、下野田、北下、南下、陣場、大久保の一部
駒寄小学校	漆原1016	54-2300	大久保、漆原、南下の一部
吉岡中学校	南下1383-2	54-3213	町内全域

小学校に入学するとき

町立小学校に入学する子どもを対象に、入学する前の年の10月ごろ保健センターで就学時健康診断を実施しています。教育委員会から9月ごろに実施に関するお知らせ、11月上旬に健康診断結果を自宅に郵送でお知らせいたします。

また、1月下旬ごろに文化センターで小学校ごとに入学説明会が開かれます。1月上旬ごろに、教育委員会から入学説明会のお知らせおよび入学通知書を自宅に郵送でお知らせいたします。

転校について

転入や転出(転居)などで住所を異動するときは、転校などの手続きをしてください。

転入するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。住民保険室窓口で、住民登録を済ませてから、教育委員会で転入学の手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。

転出するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。住民保険室窓口で、転出の手続きをして転出証明の交付を受けてください。在学証明書・教科書給与証明書・転出証明書を持って、転出先の市町村役場および教育委員会で手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。



高校生等公共交通通学支援補助金

☎ 企画財政課 企画室 ☎26-2241

公共交通の利用促進と高校生などの保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生などの皆さまが通学に利用するバスや鉄道の定期券購入費(同一名義)を補助します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

対象

町に住所を有し、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者(ただし、町税の滞納がない人に限ります。)

※中学生・大学生は対象になりません。

申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に申請してください。

電子申請する場合

ぐんま電子申請受付システムで②～④の写真を添付して申請してください。

窓口申請する場合

①～④の書類を企画室へ提出してください。

①申請書

⇒交付申請書の様式は、企画室の窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

②購入した定期券の写し

③在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書など)

④口座が確認できるものの写し(初回申請時および振込先変更時のみ)

その他(注意事項)

- 1カ月あたりの定期券購入費が5,000円未満の場合は、補助対象になりません。
- 補助対象となる定期券購入費は、兄弟姉妹による合算を含みません。
- バスカード、回数券、現金、スクールバスの利用は、対象になりません。
- 申請ごとに、補助金を交付します。初回申請の後、年間を通して自動的に補助金が交付されることにはなりませんので、ご注意ください。
- 申請期限を経過するとお支払い出来ません。

吉岡町図書館

☎ 吉岡町図書館 ☎54-6767

開館時間など

- 開館時間:火曜日～日曜日 9:00～18:00
- 休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)、館内整理日(毎月最終木曜日)

貸出について

種類	貸出数	貸出期間
図書・紙芝居	7冊まで	15日以内
雑誌	3冊まで	
CD・DVD	3点まで	

吉岡町文化センター

☎ 文化センター ☎54-1161

生涯学習や芸術文化活動などの、魅力あるコミュニティの拠点として、利用していただく場所です。

各種催し物を始め、多くの講座がありますので、お気軽にご来館ください。

開館時間など

- 開館時間:9:00～22:00
- 休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)、館内整理日(毎月最終木曜日)

利用申し込み

- 申請書(複写式)の記入をしていただきます。(窓口申込)
- 舞台、ホール…6カ月前から受け付け
- その他の部屋…2カ月前から受け付け

サークル(文化協会)

文化協会では、絵画、工芸、文学、ダンスなど、いろいろなジャンルの活動を行っているサークル・団体が多数あります。自分の興味のある内容を見つけ、ちょっとサークル・団体を覗いてみてはいかがでしょうか。自分自身の生涯学習のテーマを見つけることができるかもしれません。

※詳しくは、文化センターまでお問い合わせください。



社会体育施設

☎ 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054

施設利用を通じて、広くスポーツの振興と体力向上、そして親睦融和を図り、明るいまちづくりに活用していただく場所です。

利用申し込み

生涯学習室窓口で申込書(複写式)を記入のうえ提出していただきます。

印鑑を忘れずにお持ちください。※指印不可
町民利用の場合は1カ月前から受け付け可能です。

電話での予約はできません。ただし、空き状況の確認は可能です。

【体育館】

- ・社会体育館(アリーナ、柔道場、剣道場)
- ・明治地区児童屋内体育施設 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
7:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

- ・駒寄小学校体育館 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

- ・吉岡中学校体育館 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
—	—	19:00~21:30

【弓道場】

午前	午後	夜間
7:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

【グラウンド】

- ・町民グラウンド
- ・八幡山グラウンド
- ・河川敷グラウンド ※夜間利用はできません。

早朝~	9:00~	12:00~	15:00~	夜間
9:00	12:00	15:00	18:00	(2時間)

【テニスコート】

- ・町民テニスコート
- ・八幡山テニスコート

早朝~	9:00~	12:00~	15:00~	夜間
9:00	12:00	15:00	18:00	(2時間)

※グラウンド・テニスコートのナイター時間

4月~10月	11月~3月
19:30~21:30	19:00~21:00

詳しくは、生涯学習室にお問い合わせください。

吉岡町文化財センター

☎ 文化財センター ☎54-9443

町のさまざまな文化財について、展示や情報発信をしています。

開館時間など

- ・開館時間:9:00~16:00
- ・休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日~1月4日)

吉岡町コミュニティーセンター

☎ 企画財政課 財政室 ☎26-2236

町に住む人の集会、学習、レクリエーションなどに利用できる施設です。

利用案内

開館時間	8:30~22:00
休館日	なし
利用料	無料
利用できる部屋	和室(約42畳)、ホール(187㎡)、視聴覚室(101㎡)

- ・利用したい場合は、財政室へ使用申込書を提出して予約をしてください。電話での予約はできません。
- ・予約については、毎月1日(閉庁日の場合はその翌開庁日)から翌々月の申し込みを受け付けます。受付時間は開庁日の8:30~17:15です。

※営業目的での使用および町民の人が参加していない場合は使用できません。また、町で行われる事業(選挙など)の都合により、予約をした場合でも利用できない場合があります。

